

法令および定款に基づくインターネット開示事項

会 計 監 査 人 の 状 況
連 結 持 分 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

上記事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.kyb.co.jp>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

会計監査人の状況

①名 称 有限責任 あずさ監査法人

②報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	204百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	248百万円

- (注) 1. 当社の主要な子会社につきましても有限責任 あずさ監査法人が会計監査人となっております。また、当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、役員、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けた他、前事業年度の監査計画・監査の遂行状況、当該期の報酬見積の相当性を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合や会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人・評価基準に基づく監査役会の検討と取締役会との協議を経て、会社法第344条の規定により株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する株主総会議案の内容を決定します。

④責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人との間に責任限定契約は締結しておりません。

連結持分変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2019年4月1日 期首残高	27,648	29,414	86,536	△600
会計方針の変更	—	—	△150	—
修正再表示後の残高	27,648	29,414	86,386	△600
当期包括利益				
当期利益	—	—	△61,879	—
その他の包括利益	—	—	—	—
当期包括利益合計	—	—	△61,879	—
所有者との取引額				
所有者による拠出及び所有者への分配				
自己株式の取得	—	—	—	△1
自己株式の処分	—	0	—	0
剰余金の配当	—	—	—	—
利益剰余金への振替	—	—	△4,890	—
所有者による拠出及び所有者への分配合計	—	0	△4,890	△1
子会社に対する所有持分の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
子会社に対する所有持分の変動額合計	—	—	—	—
所有者との取引額合計	—	0	△4,890	△1
2020年3月31日 期末残高	27,648	29,414	19,617	△602

	その他の資本の構成要素					親会社の所有者に 帰属する持分合計	非 支 配 分	資本合計	
	その他の包括利益 を通じて測定する 金融資産の 公正価値の純変動	確 定 制 再 測	給 付 の 定	在 外 営 業 活 動 体 の 為 替 換 算 差 額	キャッシュ・ フロー・ハッジ の公正価値 の純変動				合 計
2019年4月1日 期首残高	6,866	—	—	△526	—	6,340	149,338	6,306	155,643
会計方針の変更	—	—	—	—	—	—	△150	—	△150
修正再表示後の残高	6,866	—	—	△526	—	6,340	149,187	6,306	155,493
当期包括利益									
当期利益	—	—	—	—	—	—	△61,879	61	△61,819
その他の包括利益	△4,954	△4,682	△3,577	—	△13,213	△13,213	△13,213	△312	△13,525
当期包括利益合計	△4,954	△4,682	△3,577	—	△13,213	△75,092	△75,092	△252	△75,344
所有者との取引額									
所有者による拠出及び所有者への分配									
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△1	—	△1
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	0	—	0
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利益剰余金への振替	208	4,682	—	—	4,890	—	—	—	—
所有者による拠出及び所有者への分配合計	208	4,682	—	—	4,890	△1	△1	—	△1
子会社に対する所有持分の変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△333	△333
子会社に対する所有持分の変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	△333	△333
所有者との取引額合計	208	4,682	—	—	4,890	△1	△1	△333	△335
2020年3月31日 期末残高	2,120	—	—	△4,103	—	△1,983	74,094	5,721	79,815

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社および子会社（以下、「当社グループ」）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数および連結子会社の名称

連結子会社の数	36社
主要な連結子会社の名称	カヤバシステムマシナリー株式会社 KYBモーターサイクルサスペンション株式会社 KYBエンジニアリングアンドサービス株式会社 KYB Americas Corporation KYB Manufacturing do Brasil Fabricante de Autopeças S.A. KYB Europe GmbH KYB Suspensions Europe, S.A.U. KYB (Thailand) Co., Ltd. 凱迺必（中国）投資有限公司

凱迺必貿易(上海)有限公司は、当連結会計年度において清算手続が完了したため、連結の範囲から除外しております。

②非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	KYB International America, Inc. 他3社
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社4社はいずれも小規模であり、資産合計、売上高、当期損益および利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社および関連会社の数および名称

持分法を適用した非連結子会社および関連会社の数	5社
会社等の名称	PT.Kayaba Indonesia KYB-UMW Malaysia Sdn. Bhd. KYB-UMW Steering Malaysia Sdn. Bhd. 常州朗銳凱迺必減振技術有限公司 湖北恒隆凱迺必汽車電動轉向系統有限公司

②持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の名称等

主要な会社等の名称

筑陽精機工業株式会社 他6社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社7社は、それぞれ当期損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① デリバティブ以外の金融資産

(i) 当初認識および測定

当社グループは、金融資産を(a)償却原価で測定する金融資産、(b)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産、(c)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産、(d)純損益を通じて公正価値で測定する金融資産のいずれかに分類しており、当初認識時において、その分類を決定しております。当社グループは、営業債権およびその他の債権を発生日に認識しており、その他の金融資産の通常の購入および売却は、取引日に認識します。取引日とは、当社グループが資産を購入または売却することを確約した日です。

当初認識時において、すべての金融資産は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しております。

(a)償却原価で測定する金融資産

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合に、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている場合
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる場合

(b)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている場合
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる場合

(c)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

一部の資本性金融資産は、公正価値で測定し、その変動をその他の包括利益を通じて認識するという取消不能の選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に分類しております。

(d)純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記の償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産、およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。なお、当社グループは、当初認識時において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として取消不能の選択を行ったものではありません。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定します。

(a)償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定します。

(b)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益を通じて認識し、当該金融資産の認識を中止した場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

(c)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益を通じて認識し、当該金融資産の認識を中止した場合、利益剰余金に直接振り替えております。

なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産からの配当金については、純損益で認識しております。

(d)純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益を通じて認識しております。

(iii) 認識の中止

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅したか、あるいは当該金融資産が譲渡され、当社グループが所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したときに認識を中止しております。

(iv) 減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、報告期間の末日ごとに、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価しております。当該評価を行う際には、金融資産の債務不履行発生リスクを報告日現在と当初認識日現在と比較し、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しております。

なお、当社グループは、金融資産に係る信用リスクが報告日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと推定しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積もっております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

予想信用損失は、金融資産の予想存続期間にわたる信用損失の確率加重した見積りであります。信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値であります。

なお、当社グループは、営業債権の予想信用損失を見積もる際に、予想信用損失の引当マトリクスを用いた実務上の簡便法を採用しております。当該引当マトリクスは、上記の見積り方法と整合するものであります。

金融資産の予想信用損失は、減損損失として、純損益に認識しております。減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を純損益として戻し入れております。

② デリバティブおよびヘッジ会計

当社グループは、取引開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係、並びに種々のヘッジ取引の実施についてのリスク管理目的および戦略について文書化しております。当社グループはまた、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し極めて有効であるかどうかについても、ヘッジ開始時および継続的に評価し文書化しております。

デリバティブはデリバティブ契約を締結した日の公正価値で当初認識を行い、当初認識後は期末日ごとに公正価値で再測定し、その変動は以下のように会計処理します。

(i) 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定され、かつ、その要件を満たすデリバティブの公正価値の変動は、ヘッジされたりリスクをもたらすヘッジ対象資産または負債の公正価値の変動とともに、純損益として認識しております。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジの手段として指定され、かつ、その要件を満たすデリバティブの公正価値の変動のうち、有効部分は、その他の包括利益を通じて資本で認識しております。非有効部分に関する利得または損失は、純損益で即時認識しております。

資本に累積された金額は、ヘッジ対象が純損益に影響を与える期に、純損益に組み替えます。しかしながら、ヘッジ対象である予定取引が非金融資産もしくは負債の認識を生じさせるものである場合には、それまで資本に繰り延べていた利得または損失を振り替え、当該資産もしくは負債の測定額に含めます。

ヘッジ対象である予定取引の発生の可能性がなくなった時点で、資本に計上されている利得または損失の累計額を純損益に振り替えます。

(iii) ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ取引

一部のデリバティブ取引はヘッジ会計の要件を満たさないものがあります。このような取引から生じる公正価値の変動は、純損益で即時認識します。

③ 棚卸資産

棚卸資産の原価には、購入原価、加工費および棚卸資産が現在の場所および状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含みます。

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で計上します。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額および販売に要するコストの見積額を控除した額です。原価は主として総平均法を用いて算定します。

(2) 有形固定資産および無形資産の評価基準、評価方法および減価償却または償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した額で表示します。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、撤去および原状回復費用ならびに借入費用で資産計上の要件を満たすものが含まれます。

取得後に追加的に発生した支出については、その支出により将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、金額を信頼性をもって測定することができる場合にのみ、当該取得資産の帳簿価額に算入するか個別の資産として認識するかのいずれかにより会計処理します。他のすべての修繕ならびに維持に係る費用は、発生時に純損益で認識します。

有形固定資産項目の減価償却は、取得原価から残存価額を控除した償却可能価額について、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、主として定額法に基づいて行います。

② のれんおよび無形資産

無形資産の認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した額で表示します。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定し、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定します。なお、自己創設の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として計上します。

無形資産は、資産の取得原価から残存価額を控除した額について、見積耐用年数にわたり、定額法で償却します。

のれんは償却を行わず、毎年または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施します。のれんの帳簿価額は、取得原価から減損損失累計額を控除した額で表示します。持分法適用会社については、のれんの帳簿価額を投資の帳簿価額に含めます。のれんの減損損失は純損益で認識し、戻し入れは行いません。

のれんは、減損テスト実施のために、企業結合からの便益を得ることが期待される個々の資金生成単位または資金生成単位グループに配分します。

③ 使用権資産

使用権資産の認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で表示します。

取得原価は、リース負債の当初測定のコストに、前払リース料等、借手に発生した当初直接コスト、リースの契約条件で要求されている原資産の原状回復義務等のコストを調整して測定しております。

使用権資産は、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い方の期間にわたり、定額法で償却します。

(3) リース

当社グループは、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。IFRS第16号の適用により、従来のIAS第17号「リース」(以下「IAS第17号」という。)が規定していた借手のオペレーティング・リースとファイナンス・リースの分類は廃止し、原資産が少額であるリース以外の全てのリースについて、単一の会計モデルに基づいて原資産を使用する権利を使用権資産として、リース料を支払う義務をリース負債として認識しております。なお、原資産が少額であるリースについては、認識の免除を適用し、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。

また、IFRS第16号の適用にあたっては、経過措置として認められている累積的影響額を適用開始日(2019年4月1日)に認識する方法を採用いたしました。

IFRS第16号への移行に際し、契約にリースが含まれているか否かについては、IFRS第16号C3項の実務上の便法を選択し、IAS第17号及びIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」のもとでの判断を引き継いでおり、適用開始日以降は、IFRS第16号の規程に基づき判断しております。

過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類した借手のリースについては、IFRS第16号の適用開始日に、リース負債を認識しております。当該リース負債は、残存リース料を適用開始日現在の借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しております。適用開始日現在の連結財政状態計算書に認識されているリース負債に適用している追加借入利率の加重平均は、0.39%であります。

なお、当社グループは、IFRS第16号を適用するにあたり、以下の実務上の便法を使用しております。

- ・特性が合理的に類似したリースのポートフォリオに単一の割引率を適用
- ・当初直接コストを適用開始日現在の使用権資産の測定から除外
- ・延長又は解約オプションが含まれている契約について、リース期間を算定する際に事後的判断を使用

また、過去にIAS第17号を適用してファイナンス・リースに分類した借手のリースについては、適用開始日の使用権資産及びリース負債の帳簿価額をそれぞれの直前の日におけるIAS第17号に基づくリース資産及びリース債務の帳簿価額で算定しております。

前連結会計年度末現在でIAS第17号を適用して開示したオペレーティング・リース契約と適用開始日において連結財政状態計算書に認識したリース負債の調整表は以下のとおりであります。

解約不能オペレーティング・リース契約の割引後の金額（2019年3月31日）	11,549百万円
ファイナンス・リース債務（2019年3月31日）	9,930百万円
解約可能オペレーティング・リース契約等	11,688百万円
適用開始日におけるリース負債	33,167百万円

当社グループは、IFRS第16号の適用により、連結財政状態計算書において、使用権資産を「有形固定資産」に、リース負債を流動負債および非流動負債の「その他の金融負債」に認識しており、適用開始日において資産合計が23,086百万円増加し、負債合計が23,237百万円増加、資本合計が150百万円減少しております。

また、前連結会計年度において、当社が所有していた相模工場の土地について、セールアンドリースバック取引を活用した売却譲渡を行っておりますが、適用開始日に当該リースバックについても他の使用権資産及びリース負債と同様の方法で測定した結果、使用権資産及びリース負債をそれぞれ18,688百万円認識しており、上記増加額に含まれております。

(4) 非金融資産の減損

当社グループは各年度において、各資産についての減損の兆候の有無の判定を行い、減損の兆候が存在する場合、または、毎年減損テストが要求されている場合には、その資産の回収可能価額を見積もります。回収可能価額は、資産または資金生成単位の売却費用控除後の公正価値とその使用価値のうち高い方の金額で算定します。売却費用控除後の公正価値の算定にあたっては、利用可能な公正価値指標に裏付けられた適切な評価モデルを使用します。また、使用価値の評価における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価および当該資産に固有のリスク等を反映した税引前割引率を使用して、現在価値まで割り引きます。

資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超える場合は、その資産または資金生成単位について減損を認識し、回収可能価額まで評価減します。

のれん以外の資産に関しては、過年度に認識された減損損失について、損失の減少または消滅の可能性を示す兆候が存在しているかどうかについて評価を行います。そのような兆候が存在する場合は、当該資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を超える場合、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費または償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、減損損失を戻し入れます。

(5) 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の法的または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために資源の流出が必要となる可能性が高く、その金額について信頼性をもって見積もることができる場合に認識します。

引当金は、貨幣の時間価値が重要である場合には、債務の決済に必要とされると見込まれる支出に、貨幣の時間価値の現在の市場評価と当該債務に特有なリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値で測定します。時間の経過による引当金の増加は利息費用として認識します。

(6) 退職後給付

当社グループの各会社は、さまざまな年金制度を有しております。年金制度は通常、保険会社、または信託会社が管理する基金への支払を通じて積み立てます。その積立金額は定期的な数理計算によって算定されます。当社グループは確定給付制度と確定拠出制度を有します。

確定給付制度に関連して連結財政状態計算書で認識される負債は、報告期間の末日現在の確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を差し引いた額です。確定給付制度債務は、予測単位積増方式を用いて毎年算定します。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定します。

確定給付負債の純額の再測定による増減は、発生時にその他の包括利益に計上するとともに、直ちに利益剰余金に振り替えております。過去勤務費用は、発生した期間に純損益で認識します。

確定拠出型の退職後給付に係る費用は、確定拠出制度に支払うべき拠出額を従業員が関連するサービスを提供した期間に費用として認識します。

(7) 収益認識

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用により、収益を以下の5ステップアプローチに基づいて認識しております。

- ステップ1：顧客との契約の識別
- ステップ2：履行義務の識別
- ステップ3：取引価格の算定
- ステップ4：履行義務への取引価格の配分
- ステップ5：履行義務の充足による収益認識

① 一時点で充足される履行義務

当社グループはAC（オートモーティブコンポーネンツ）事業においては四輪用油圧緩衝器、二輪用油圧緩衝器、四輪用油圧機器等の製造販売を行っており、HC（ハイドロリックコンポーネンツ）事業においては産業用油圧機器等の製造販売を行っており、システム製品においては舞台機構、艦艇機器、免制震装置等の製造販売を行っています。航空機器事業においては航空機用の離着陸装置、操舵装置、制御装置等の製造販売を行っています。また、その他事業では、特装車両、電子機器等の製造販売を行っています。これらの製品の販売においては顧客との契約に基づき、顧客が製品の支配を獲得した時点（主として当該製品の引渡時点）で履行義務が充足さ

れ、一時点で収益を認識しており、主として1年以内に対価を受領しています。また、仮単価等の取引はあるものの変動対価の見積りに重要性はありません。返品が認められた契約については、認識した収益の累計額に重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲で収益が認識されますが、重要な戻入は生じていません。

②一定期間にわたって充足される履行義務

当社グループは一定の規模を有する舞台機構などの工事等に係る収益については、顧客との契約に基づき、履行義務の進捗に応じて一定期間にわたって収益を認識しております。進捗度は、見積原価総額に対する実際原価の割合で算出しています。

(8) 外貨換算

① 外貨建取引

当社グループ各社の財務諸表は、その企業が事業活動を行う主たる経済環境の通貨である機能通貨で作成されます。連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示されます。

外貨建取引は、取引日における為替レートで当社グループ各社の機能通貨に換算します。期末日における外貨建の貨幣性資産および負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算します。また、公正価値で測定する外貨建の非貨幣性資産および負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算します。当該取引の決済から生じる為替換算差額は、純損益で認識します。ただし、その他の包括利益を通じて測定する金融資産およびキャッシュ・フロー・ヘッジから生じたヘッジの有効部分については、その他の包括利益で認識します。

② 在外営業活動体

在外営業活動体の資産および負債については、期末日の為替レート、収益および費用については、連結会計期間中の為替レートが著しく変動していない限り、期中平均レートを用いて日本円に換算します。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識します。当該差額は「在外営業活動体の為替換算差額」として、その他の資本の構成要素に含めます。在外営業活動体の持分全体の処分、および支配または重要な影響力の喪失を伴う持分の一部処分に伴い、当該累積換算差額は、処分損益の一部として純損益に振り替えます。

(9) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(10) 連結納税制度の適用

当社および当社一部子会社は、連結納税制度を適用しております。

5. 追加情報

(重要な会計上の見積り)

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、当社グループは、AC事業、HC事業ともに影響を受けておりますが、現時点でこの影響を見通すことは極めて困難であります。

そのため、当社グループでは、新型コロナウイルスの感染拡大による売上高の減少等の影響が翌連結会計年度の上期中に収束し、下期には例年並みの需要が見込まれるものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性の判断や、固定資産の減損損失の判定に用いるなど、一定の仮定を置き、会計上の見積りを会計処理に反映しております。

なお、免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、構造再計算費用、及び補償等の製品保証引当金の見積りにあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響は現時点では限定的であることから、会計処理に反映しておりません。

6. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 260,185百万円

(2) 担保に供している資産および当該債務

担保に供している資産

受取手形及び売掛金 158百万円

棚卸資産 584百万円

建物及び構築物 19,096百万円

機械装置及び運搬具 22,652百万円

土地 15,333百万円

その他の有形固定資産 24百万円

計 57,847百万円

担保に係わる債務

短期借入金 90百万円

1年以内返済予定の長期借入金 26,434百万円

長期借入金 6,000百万円

計 32,524百万円

(3) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権およびその他の債権 290百万円

(4) 引当金

製品保証引当金 (注) 1. 2.	49,462百万円
その他 (注) 3.	8,087百万円
計	57,548百万円

(注) 1. 製品保証引当金については、製品の品質保証費用の支払に備えるため、過去の発生実績に基づく連結会計年度の売上高に対応する発生見込額に、発生した品質保証費用の実状を考慮した保証見込額を加えて計上しており、当該製品保証引当金の当連結会計年度末の残高は、3,663百万円です。

(注) 2. 前連結会計年度 (2019年3月期) において、当社及び当社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社にて、製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品 (以下、「不適合品」といいます。) を建築物に取り付けていた事実が判明いたしました。

当連結会計年度末において、状況が進捗したことから免震・制振用オイルダンパーの製作費用、並びに交換工事に要する費用、構造再計算費用、および補償等の製品保証引当金について繰入および取崩を行っております。

なお、当連結会計年度においては、2020年3月31日時点で交換が未完了の不適合品及び不明の対象製品全数 (免震用オイルダンパー4,038本、制振用オイルダンパー2,852本の合計6,890本)、並びに、台湾輸出品のうち交換が未完了の不適合品および不明の対象製品全数を製品保証引当金の対象としております。

本件に係る製品保証引当金の当連結会計年度末の残高は、45,799百万円です。

(注) 3. その他には、訴訟や補償などの支払に備えた引当金が含まれておりますが、当社及び当社子会社の立場が著しく不利になる可能性があるため、IAS第37号92項に従い個別に記載しておりません。

(5) 偶発債務

① 関係会社の金融機関からの借入金に対する保証 4百万円

② 建築物用免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為の影響について

当社及び当社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社は、建築物用の免震・制振部材としてオイルダンパーを製造・販売してまいりましたが、前連結会計年度 (2019年3月期) において、出荷していた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品 (以下、「不適合品」といいます。) を建築物に取り付けていた事実 (以下、「本件」といいます。) が判明し、国土交通省に報告を行うとともに、対応状況について、2018年10月16日に公表いたしました。物件調査を進めていく中で免震・制振用オイルダンパーのリスト漏れが判明し、2018年11月30日に公表いたしました。また、2018年10月16日に公表した事実に加え、基準内ではあるが、より基準値に近づけるため、又は基準内に入らない場合、減衰力の中央値を原点へ移動させることで値

の調整（原点調整）を行い検査記録として提出していた事実が判明し、新たに判明した対象物件数及び製品数を2018年12月19日に公表いたしました。このほか12月19日に公表した検査機に残っているデータの解析を継続してきた結果、2019年7月5日に対象物件数及び製品数を訂正いたしました。

本件に関し、現時点において収集可能な情報、及びその情報が合理的な事実に基づくものであると判断された免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、構造再計算費用、及び補償等について製品保証引当金を計上しております。その金額につきましては、「6. 連結財政状態計算書に関する注記（4）引当金」に記載のとおりです。一方、現時点においては、本件に関する訴訟等の費用について、その費用を信頼性のある合理的な見積りを行うことが困難なものは引当金を計上しておりません。なお、IAS第37号86項各号に定める事項については、金額記載が困難であるため記載しておりません。

このことから、今後の進捗により、追加で引当金を計上することとなった場合には、当社の連結業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③ 独占禁止法関連

当社は、2015年9月16日（米国時間）、米国司法省との間で、自動車・二輪車用ショックアブソーバの販売に関し、同国独占禁止法に違反する行為があったとして、62百万米ドルを支払うこと等を内容とする司法取引に合意いたしました。

当該事件に関連して、米国、カナダにおいて、当社及び当社の米国子会社に対して集団訴訟が提起されておりましたが、2018年11月6日付の取締役会決議を受け、米国での集団訴訟に関し、一部原告及び米国州政府の一部との間で、解決金38.95百万米ドルを支払うことで和解いたしました。

しかしながら、一部顧客からの損害賠償請求や係属中の訴訟もあり、これらの請求等によっては、当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、係属中の訴訟などの支払に備えた引当金を計上しておりますが、当社及び当社子会社の立場が著しく不利になる可能性があるため、IAS第37号92項に従い訴訟等に係る詳細な内容は開示しておりません。

(6) 財務制限条項

当社は、2019年9月30日付で総額440億円のコミットメントライン型シンジケートローン契約を締結しており、連結純資産及びセグメント利益に係る財務制限条項が付されております。

当社は、当連結会計年度において多額の営業損失を計上したことで、当社が主要取引金融機関と締結しているシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触することとなりました。

よって、当社は当該状況を解消すべく各金融機関と協議を行い、財務制限条項への抵触に関して、全ての主要取引金融機関から期限の利益喪失請求を行わないことに同意する意向であることを確認しております。

7. 連結損益計算書に関する注記

(その他費用)

為替差損	3,176百万円
固定資産処分損	709百万円
減損損失(注) 1.	17,350百万円
製品保証引当金繰入額(注) 2.	22,452百万円
製品保証対策費(注) 2.	12,237百万円
防衛装備品関連損失(注) 3.	415百万円
その他(注) 4.	3,436百万円
計	59,775百万円

(注) 1. 当連結会計年度において、当社AC事業に属する岐阜北工場の今後の事業計画及び回収可能性を慎重に検討した結果、関連する資産について11,232百万円を減損損失として計上いたしました。同じく、AC事業に属する当社の子会社であるKYB金山株式会社の保有する資産及び当社が同子会社に貸与する資産について、同子会社の今後の事業計画及び回収可能性を慎重に検討した結果、3,800百万円を減損損失として計上いたしました。そのほか、当社の子会社であるKYB Motorcycle Suspension India Pvt.Ltd.で、インド二輪車市場の低迷により、市場環境が著しく悪化したことから、関連する資産について1,379百万円を減損損失として計上しております。

(注) 2. 前連結会計年度(2019年3月期)において、当社及び当社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社にて、製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品を建築物に取り付けていた事実が判明いたしました。当連結会計年度末において、状況が進捗したことから免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、構造再計算費用、及び補償等の製品保証引当金について繰入及び取崩を行った影響額、並びに対応本部の人件費等の諸費用のうち、当連結会計年度に発生した費用を製品保証対策費として計上し、当連結会計年度以降の見積額を製品保証引当金繰入額に計上しております。

(注) 3. 前連結会計年度(2019年3月期)、当社は、防衛装備品に関わる防衛省との契約に関し、不適切な工数計上により請求していた事実の判明を受け、2019年1月28日に防衛省に対して自発的に申告を行いました。これに伴い、弁護士や会計士等の社外専門家と組んで調査チームを設置し、詳細調査を進めた結果、今後発生すると見込まれる返納金等7,618百万円を防衛装備品関連損失引当金繰入額として計上いたしました。

なお、本件に関し、2020年1月24日に公表いたしました「防衛省に対する過大請求にかかる返納金の業績影響について」のとおり、過大請求にかかる返納金8,033百万円の国庫への納付を完了いたしました。そのため、納付額との差額415百万円について、防衛装備品関連損失として計上しております。

(注) 4. その他には、訴訟や補償などの支払に備えた引当金繰入額が含まれておりますが、当社及び当
子会社の立場が著しく不利になる可能性があるため、IAS第37号92項に従い個別に記載して
おりません。

8. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数 普通株式 25,748,431株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

無配のため、記載すべき事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの
無配のため、記載すべき事項はありません。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、信用リスク、流動性リスク、市場リスク（為替リスク、金利リスクおよび株価変動リスク）
などのさまざまなリスクに晒されております。また、当社グループは市場リスクをヘッジするために、先物為替
予約、金利スワップ等のデリバティブ金融商品を利用しています。デリバティブ取引の執行・管理については、
取引権限を定めた社内規定に従っており、デリバティブ金融商品を利用した投機的な取引は行わない方針です。

また、当社グループは設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余剰資金は安全性
の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。資金調達に係る流動性リスク
については、各社が月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

① 信用リスク管理

当社グループは、保有する金融資産の相手先の債務が不履行になることにより、金融資産が回収不能になるリ
スク、すなわち信用リスクに晒されております。当該リスクに対応するために、当社グループの与信管理規定に
従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制と
してしております。さらに、必要に応じて担保設定・ファクタリング等を利用することによって保全措置を図ってい
ます。

また、当社グループでは、為替相場の変動に係るリスクを軽減するために、金融機関等とデリバティブ金融商
品の取引を行っていますが、デリバティブ金融商品の取引については、信用力の高い金融機関を相手方として行
うことが基本となっており、信用リスクに及ぼす影響は限定的です。

なお、特定の取引先について重要な信用リスクのエクスポージャーはなく、特段の管理を有する信用リスクの
過度の集中はありません。

金融資産については、連結財政状態計算書に表示されている減損後の帳簿価額が、当社グループの信用リスク
に係る最大エクスポージャーとなります。

これらの信用リスクに係るエクスポージャーに関し、担保として保有する物件およびその他の信用補完するものはありません。

② 流動性リスク管理

当社グループは、金融機関からの借入により、運転資金や設備投資資金の調達を行っておりますが、これらの債務の履行が困難となるリスク、すなわち流動性リスクに晒されております。当社グループは、事業を遂行するにあたって必要最小限の手元資金を確保するために、適宜金融機関からの借入を行っており、また突発的な資金需要の発生や市場の流動性が著しく低下した時などの緊急的な事態に備えてコミットメントラインを設定しています。

また、当社は、グループ各社の資金需要を適宜把握した上で、月次ベースの資金計画を作成し、日々のキャッシュ・フローと比較するという方法でモニタリングを行い、流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク管理

(i) 為替リスク管理

当社グループは、グローバルに事業展開を行っており、一部の原材料の調達および製品の販売を外貨建取引で実施していることから、当該取引より発生する外貨建の債権債務について、為替リスクに晒されております。当社グループの為替リスクは、主に米ドルの為替変動により発生しています。

(ii) 金利リスク管理

当社グループは、事業活動を進める上で、運転資金および設備投資等に必要となる資金を調達することに伴い発生する利息を支払っていますが、変動金利での借入を行っている場合には、利息の金額は市場金利の変動に影響を受けることから、利息の将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクに晒されております。当社グループは、資金使途を設備投資等の目的としている長期借入金のうち、変動金利の借入の一部については、金利の上昇による利息の支払額の増加を抑えるために、利息の受取額を変動金利、利息の支払額を固定金利としてその差額を授受する金利スワップ契約を金融機関と締結しています。その結果、長期の借入金の利率を実質的に固定化することによって、利息の将来キャッシュ・フローの安定化が図られ、金利リスクをヘッジすることが可能となっております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

2020年3月31日における金融資産および金融負債の公正価値と連結財政状態計算書上の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
株式	12,638	12,638
デリバティブ	3	3
その他	388	388
償却原価で測定する金融資産		
現金及び現金同等物	50,423	50,423
営業債権及びその他の債権	95,547	95,547
その他	2,369	2,369
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
デリバティブ	—	—
償却原価で測定する金融負債		
営業債務及びその他の債務	69,661	69,661
借入金	121,982	122,528
その他	21,067	21,067

公正価値の測定方法

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

これらは短期間で決済されるものであるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

(株式、デリバティブ、その他の金融資産、その他の金融負債)

その他の金融資産のうち、3か月超の定期預金等については、短期間で決済されるものであるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産のうち、上場株式については取引所の市場価格、非上場株式については、純資産価値に基づく評価技法を用いて算定しております。

その他の包括利益あるいは純損益を通じて公正価値で測定するデリバティブについては、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

(借入金)

借入金については、将来キャッシュ・フローを、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | | |
|---------------------|--------|-----|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 2,900円 | 73銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期損失 | 2,422円 | 53銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

当連結会計年度末において財務制限条項に抵触している借入契約については、期限の利益喪失を回避するため、主要取引金融機関に対し、2020年5月13日付で、期限の利益喪失請求を行わないことを要請し、全ての主要取引金融機関から期限の利益喪失請求を行わないことに同意する意向であることを確認しております。

12. その他の注記

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別積立金	繰越利益剰余金	
2019年4月1日 期首残高	27,647	13,333	16,409	29,743	199	18,580	△310	18,469
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	△16	－	16	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	－
当期純損失	－	－	－	－	－	－	△61,251	△61,251
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	0	0	－	－	－	－
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	－	23	23
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	△16	－	△61,211	△61,228
2020年3月31日 期末残高	27,647	13,333	16,409	29,743	183	18,580	△61,521	△42,758

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2019年4月1日 期首残高	△600	75,259	7,992	3,539	11,532	86,792
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－
当期純損失	－	△61,251	－	－	－	△61,251
自己株式の取得	0	0	－	－	－	0
自己株式の処分	△1	△1	－	－	－	△1
土地再評価差額金の取崩	－	23	－	－	－	23
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	△4,711	△23	△4,734	△4,734
事業年度中の変動額合計	△1	△61,229	△4,711	△23	△4,734	△65,963
2020年3月31日 期末残高	△601	14,030	3,280	3,516	6,797	20,828

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--|--|
| ① たな卸資産 | 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。 |
| ② 有価証券
子会社株式及び関連会社株式
その他有価証券
時価のあるもの

時価のないもの | 移動平均法による原価法によっております。

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

移動平均法に基づく原価法によっております。 |
| ③ デリバティブ | 時価法によっております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------------------|--|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く） | 定額法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、工具、器具及び備品のうち金型については定率法によっております。 |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法によっております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 |
| ④ 長期前払費用 | 均等償却によっております。
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
|---------|---|

- | | |
|----------------|---|
| ② 投資損失引当金 | 関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。 |
| ③ 製品保証引当金 | 将来の無償補修費用の支出に備えるため、個別案件に対する見積額及び売上高に対する過去の実績率を基準とした見積額を計上しております。 |
| ④ 防衛装備品関連損失引当金 | 防衛装備品の契約に起因する損失に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき計上しております。 |
| ⑤ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
また、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 |
| ⑥ 環境対策引当金 | 設備等に使用されているポリ塩化ビフェニル（PCB）の撤去、処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。 |
| ⑦ 事業損失引当金 | 関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。 |
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- | | |
|-------------|---|
| ① ヘッジ会計の方法 | |
| ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。 |
| ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…為替予約取引及び金利スワップ取引
ヘッジ対象…外貨建取引及び借入金利息 |
| ヘッジ方針 | 当社の社内管理規程に基づき、外貨建取引に係る為替変動リスク及び借入金に係る金利変動リスクをヘッジすることを目的として、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針であります。 |
| ヘッジ有効性評価の方法 | ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の評価は省略しております。 |
| ② 消費税等の会計処理 | 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 |

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 追加情報

（重要な会計上の見積もり）

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、当社は、AC事業、HC事業ともに影響を受けておりますが、現時点でこの影響を見通すことは極めて困難であります。

そのため、当社では、新型コロナウイルスの感染拡大による売上高の減少等の影響が翌事業年度の上期中に収束し、下期には例年並みの需要が見込まれるものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性の判断や、固定資産の減損損失の判定に用いるなど、会計上の見積りを会計処理に反映しております。

なお、免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、構造再計算費用、及び補償等の製品保証引当金の見積りにあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響は現時点では限定的であることから、会計処理には反映しておりません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	19,182百万円
機械装置	13,727百万円
土地	12,986百万円
計	45,896百万円

② 担保に係る債務

長期借入金	33,220百万円
計	33,220百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 161,552百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権	33,919百万円
② 長期金銭債権	28,922百万円
③ 短期金銭債務	15,147百万円

(4) 事業用の土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,868百万円

(5) 偶発債務

①関係会社の金融機関からの借入金に対する保証

KYB Mexico S.A. de C.V.	10,121百万円
KYB Europe GmbH	6,987百万円
KYB Manufacturing Czech, s.r.o.	6,168百万円
株式会社タカコ	1,706百万円
LLC KYB Eurasia	1,063百万円
PT. KYB Hydraulics Manufacturing Indonesia	960百万円
KYB Advanced Manufacturing Spain, S.A.U.	707百万円
KYB Americas Corporation	652百万円
Takako Vietnam Co., Ltd.	545百万円
KYB Asian Pacific Corp. Ltd.	467百万円
KYB-Conmat Private Limited	337百万円
KYB Motorcycle Suspension India Pvt. Ltd.	188百万円
KYB Middle East FZE	100百万円
Comercial de Autopeças KYB do Brasil Ltda.	31百万円
PT. Chita Indonesia	4百万円
計	30,042百万円

②建築物用免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為の影響について

当社及び当社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社は、建築物用の免震・制振部材としてオイルダンパーを製造・販売してまいりましたが、前事業年度において、出荷していた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品を建築物に取り付けていた事実（以下、「本件」といいます。）が判明し、国土

交通省に報告を行うとともに、対応状況について、2018年10月16日に公表いたしました。物件調査を進めていく中で免震・制振用オイルダンパーのリスト漏れが判明し、2018年11月30日に公表いたしました。また、2018年10月16日に公表した事実に加え、基準内ではあるが、より基準値に近づけるため、又は基準内に入らない場合、減衰力の中央値を原点へ移動させることで値の調整（原点調整）を行い検査記録として提出していた事実が判明し、新たに判明した対象物件数及び製品数を2018年12月19日に公表いたしました。このほか12月19日に公表した検査機に残っているデータの解析を継続してきた結果、2019年7月5日に対象物件数及び製品数を訂正いたしました。

本件に関し、現時点において収集可能な情報、及びその情報が合理的な事実に基づくものであると判断された免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、構造再計算費用、及び補償等のうち当社負担見込額については、当事業年度において製品保証引当金を計上しております。また、子会社負担見込額については、子会社にて製品保証引当金を計上しておりますが、当該子会社の財政状態等を勘案し、当社にて事業損失引当金を計上しております。一方、現時点においては、本件に関する訴訟等の費用について、その費用を信頼性のある合理的な見積もりを行うことが困難なものは引当金を計上していません。

このことから、今後の進捗により、追加で引当金を計上することとなった場合には、当社の業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③独占禁止法関連

当社は、2015年9月16日（米国時間）、米国司法省との間で、自動車・二輪車用ショックアブソーバの販売に関し、同国独占禁止法に違反する行為があったとして、62百万米ドルを支払うこと等を内容とする司法取引に合意いたしました。

前事業年度、当該事件に関連して、米国、カナダにおいて、当社及び当社の米国子会社に対して集団訴訟が提起されておりましたが、2018年11月6日付の取締役会決議を受け、米国での集団訴訟に関し、一部原告および米国州政府の一部との間で、解決金38.95百万米ドルを支払う事で和解いたしました。

しかしながら、一部顧客からの損害賠償請求や係属中の訴訟もあり、これらの請求等によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 財務制限条項

当社は、2019年9月30日付で総額440億円のコミットメントライン型シンジケートローン契約を締結しており、連結純資産及びセグメント利益に係る財務制限条項が付されております。

当社は、当事業年度において多額の営業損失を計上したことで、当社が主要取引金融機関と締結しているシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触することとなりました。

よって、当社は当該状況を解消すべく各金融機関と協議を行い、財務制限条項への抵触に関して、全ての主要取引金融機関から期限の利益喪失請求を行わないことに同意を得られる見通しです。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	45,070百万円
② 営業費用	38,684百万円
③ 営業取引以外の取引高	7,895百万円

(2) 固定資産減損損失

当事業年度において、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、当社AC事業に属する岐阜北工場の今後の事業計画及び回収可能性を慎重に検討した結果、関連する資産について9,105百万円を減損損失として計上いたしました。同じく、AC事業に属する当社の子会社であるKYB金山株式会社に対し、同子会社の今後の事業計画及び回収可能性を慎重に検討した結果、同子会社に貸与する資産について2,024百万円を減損損失として計上いたしました。

(3) 製品保証対策費及び製品保証引当金繰入額

前事業年度において、当社及び当社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社にて、製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品を建築物に取り付けていた事実が判明いたしました。

当事業年度において、状況が進捗したことから免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、構造再計算費用、及び補償等の製品保証引当金について繰入及び取崩を行った影響額、並びに対応本部の人員費等の諸費用のうち、当事業年度に発生した費用を製品保証対策費として計上し、当事業年度以降の見積額を製品保証引当金繰入額に計上しております。

(4) 防衛装備品関連損失引当金繰入

前事業年度、当社は、防衛装備品に関わる防衛省との契約に関し、不適切な工数計上により請求していた事実の判明を受け、2019年1月28日に防衛省に対して自発的に申告を行いました。これに伴い、弁護士や会計士等の社外専門家と組んで調査チームを設置し、詳細調査を進めた結果、今後発生すると見込まれる返納金等7,618百万円を防衛装備品関連損失引当金繰入として計上いたしました。なお、本件に関し、2020年1月24日に公表いたしました「防衛省に対する過大請求にかかる返納金の業績影響について」のとおり、過大請求にかかる返納金8,033百万円の国庫への納付を完了いたしました。そのため、納付額との差額415百万円について、防衛装備品関連損失として計上しております。

(5) 関係会社事業損失引当金繰入額

当社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社の事業の損失に備えるため、13,818百万円を関係会社事業損失引当金繰入額として計上しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	205千株	0千株	0千株	205千株

(注)増加株式数0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(注)減少株式数0千株は、単元未満株式の買増し請求に応じたことによる減少であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な内容は、退職給付引当金否認、未払賞与否認、製品保証引当金否認であり、繰延税金負債の主な内容は、その他有価証券評価差額金、退職給付信託資産であります。

なお、評価性引当額は、44,318百万円であります。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として事業用土地があります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	KYB-YS株式会社	100	当社製品の製造委託先	当社製品の仕入(注1)	15,355	買掛金	5,845
				CMSによる資金の貸付	1,179	関係会社短期貸付金	4,583
				担保の受入(注2)	33,220	—	—
子会社	株式会社タカコ	100	当社製品の製造委託先	担保の受入(注2)	33,220	—	—
子会社	KYBモーターサイクルサスペンション株式会社	66.6	当社製品の製造委託先	当社製品の仕入(注1)	13,171	買掛金	2,803
子会社	カヤバシステムマシナリー株式会社	100	当社製品の製造委託先	CMSによる資金の貸付	16,769	関係会社長期貸付金(注2)	25,236

子会社	KYB Americas Corporation	100	当社製品の販売先	当社製品の販売(注1)	7,664	売掛金	2,835
				資金の貸付	669	関係会社短期貸付金	2,108
					927	関係会社長期貸付金	2,597
子会社	KYB Europe GmbH	100	当社製品の販売先	増資の引受(注3)	6,932	—	—
				債務保証	6,987	—	—
子会社	KYB Mexico S.A.de C.V.	(直接) 68 (間接) 32	当社製品の販売先	債務保証	10,121	—	—
子会社	KYB Manufacturing Czech, s.r.o.	(直接) 1 (間接) 99	当社製品の販売先	債務保証	6,168	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社製品・部品等の販売及び仕入価格については、市場価格・総原価等を勘案し、希望価格を提示して交渉のうえ決定しております。
- (注2) 2019年9月30日付で契約を締結したコミットメントライン型シンジケートローン契約等に係る借入総額を記載しております。本契約にあたって、KYB-YS株式会社及び株式会社タカコの一部の資産について担保提供を受けております。
- (注3) 増資の引受については、KYB Europe GmbHへのデット・エクイティ・スワップ方式による現物出資であります。
- (注4) 子会社への債権に対し、合計27,736百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、合計19,529百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 815円 41銭
- (2) 1株当たり当期純損失 2,397円 93銭

10. 重要な後発事象に関する注記

当事業年度末において財務制限条項に抵触している借入契約については、期限の利益喪失を回避するため、主要取引金融機関に対し、2020年5月13日付で、期限の利益喪失請求を行わないことを要請し、全ての主要取引金融機関から期限の利益喪失請求を行わないことに同意する意向であることを確認しております。

11. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。